

美里町告示第10号

美里農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、変更理由書を添えて当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供する。

なお、美里町に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中に町に対し意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の農用地利用計画に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議のあるときは令和8年5月1日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができる。

令和8年3月31日

美里町長 原田信次



1. 美里農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和8年4月1日

至 令和8年4月30日

2. 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

美里町役場農林商工課

埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1